

静岡県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業認可したので、同法第62条1項により次のとおり告示する。

令和4年5月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 施行者の名称
伊豆市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊豆都市計画公園事業 4・4・1号 日向公園
- 3 事業施行期間
令和4年5月6日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
静岡県伊豆市大字日向字仲丸、遠藤及び金山地内
 - (2) 使用の部分
なし